

新潟県万代島駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第19号

新潟県万代島駐車場規則の一部を改正する規則

新潟県万代島駐車場規則（平成13年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）に対応する同表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>新潟県万代島駐車場等規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>新潟県万代島駐車場等条例</u>（平成13年新潟県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に伴い、万代島駐車場（以下「駐車場」という。）<u>及び万代島バスプール</u>（以下「バスプール」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（使用承認の申請）</u></p> <p>第2条 <u>条例第3条第1項の規定によりバスプールの使用の承認を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第3条 条例第6条の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 駐車場又はバスプールの付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車を駐車させること 使用料の全額</p> <p>(2) 駐車場<u>又はバスプールの</u>管理の事務を行うため使用する自動車を駐車させること 使用料の全額</p> <p>(3) （略）</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第4条 条例第7条<u>ただし書の</u>規則で定める事由は、次に掲げるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>新潟県万代島駐車場規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>新潟県万代島駐車場条例</u>（平成13年新潟県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に伴い、万代島駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第2条 条例第4条の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車を駐車させること 使用料の全額</p> <p>(2) 駐車場の管理の事務を行うため使用する自動車を駐車させること 使用料の全額</p> <p>(3) （略）</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第3条 条例第5条<u>ただし書の</u>規則で定める事由は、次に掲げるものとする。</p>

(1)・(2) (略)

(利用料金の免除等)

第5条 条例第11条第6項の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

2 条例第11条第7項ただし書の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(指定管理者の指定の申請)

第6条 条例第12条第1項の規定による申請は、別記第2号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(管理の細則)

第7条 条例及びこの規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が駐車場の管理を行う場合は知事が、条例第9条第1項の規定により同項の指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合はあらかじめ知事の承認を得て同項の指定管理者が定める。

2 条例及びこの規則に定めるもののほか、バスプールの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則 (略)

別記

第1号様式 (第2条関係)

バスプール使用承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者氏名

電 話 番 号

下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用に際しては、新潟県万代島駐車場等条例及びこれに基づく規則に従います。

記

1	使用するレーン	
2	使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
3	備 考	

(1)・(2) (略)

(利用料金の免除等)

第4条 条例第9条第6項の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

2 条例第9条第7項ただし書の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(指定管理者の指定の申請)

第5条 条例第10条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(管理の細則)

第6条 条例及びこの規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が駐車場の管理を行う場合は知事が、条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合はあらかじめ知事の承認を得て同項の指定管理者が定める。

附 則 (略)

第2号様式（第6条関係）

指定管理者指定申請書

（略）

新潟県万代島駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県万代島駐車場等条例第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

（略）

別記様式（第5条関係）

指定管理者指定申請書

（略）

新潟県万代島駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県万代島駐車場条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

（略）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。